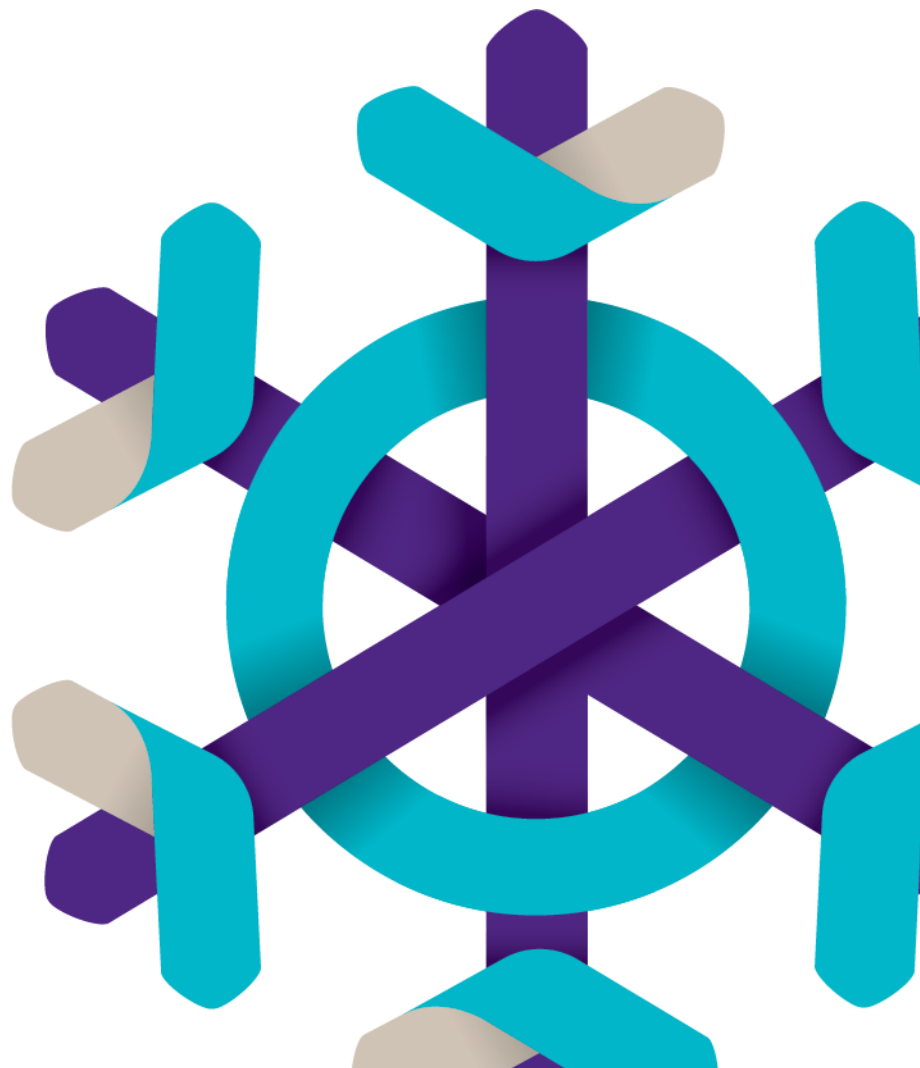


国際税務レポート

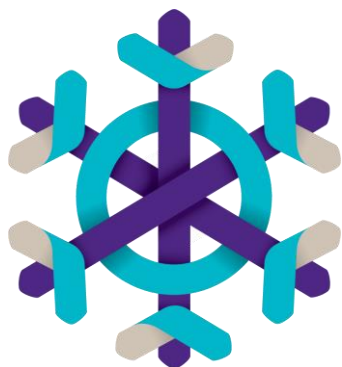
2019 Winter



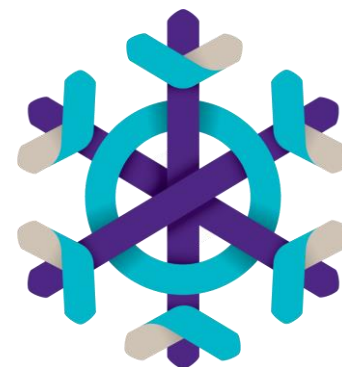
目次

1. 国内税務情報（国際関係）	3
2. 海外税務情報	7

※2019年12月現在の情報を掲載しています



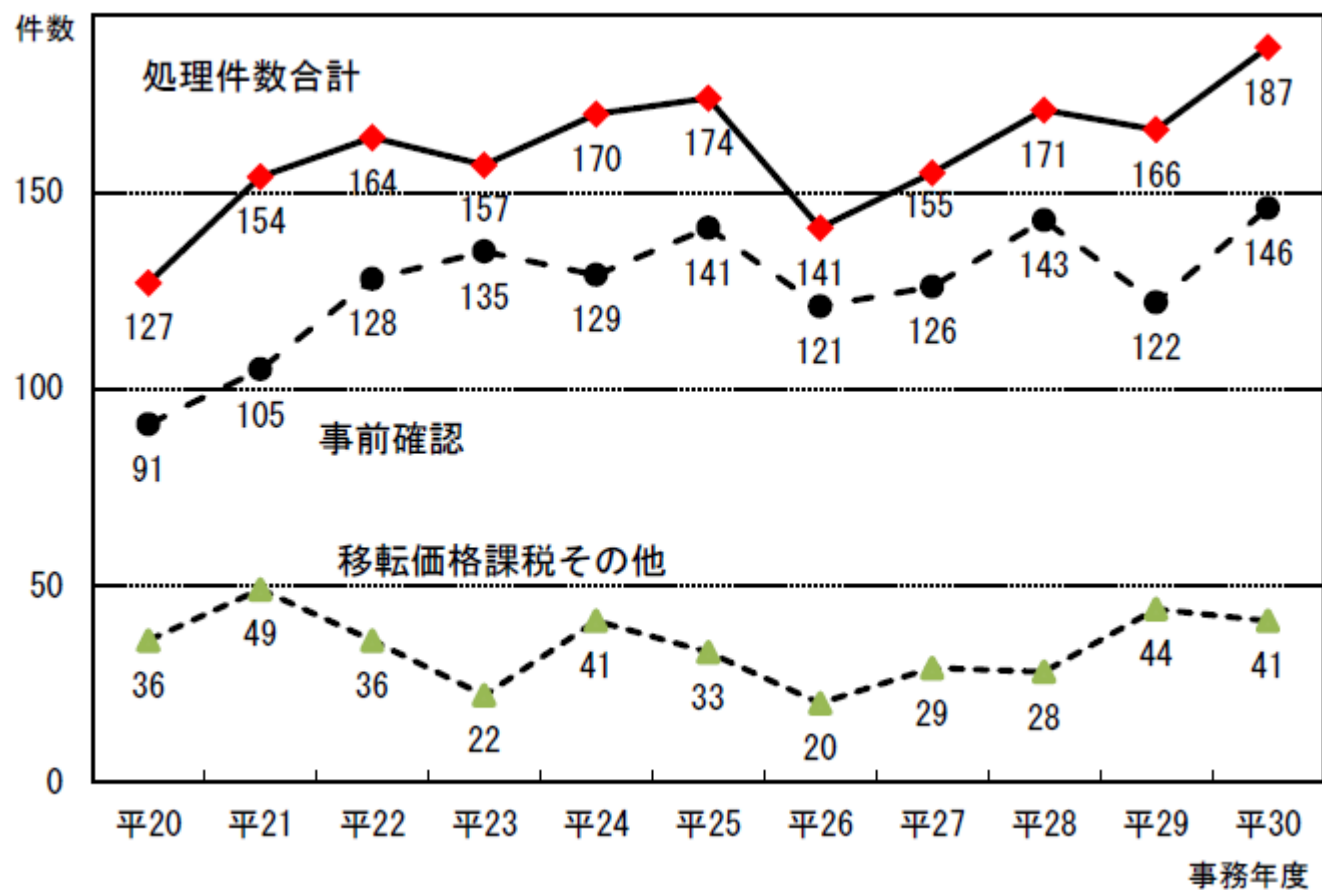
1. 国際税務情報（国際関係）



1. 国際税務情報（国際関係）

No.	情報発表日	区 分	リソース	項 目	概要・解説	参照URL
1	2019/9/26	税制	政府税制調査会HP		経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方	https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kai1_2.pdf
2	2019/11	相互協議	国税庁HP		平成30事務年度の「相互協議の状況」について	https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sogo_kyogi/index.htm
3	2019/11/6	関税	財務省HP		平成30事務年度の関税等の申告に係る輸入事後調査の結果	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/collection/ka20191106b.htm
4	2019/11/12	税制	経団連HP	デジタル課税	経済の電子化に伴う課税上の課題に対する第1の柱における統合的アプローチに関する公開諮問文書に対する意見	https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/097.html
5	2019/11/19	租税条約	財務省HP		ペルーとの租税条約が署名	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20191119per.htm
6	2019/11/22	租税条約	財務省HP		セルビアとの租税条約の締結交渉を開始	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20191122ser.htm
7	2019/10/31	税制	東京都HP	デジタル課税	令和元年度東京都税制調査会答申	http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc_r01_toushin_20191031_01.pdf
8	2019/12/12	税制	自民党HP	税制改正	令和2年度税制改正大綱	https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html

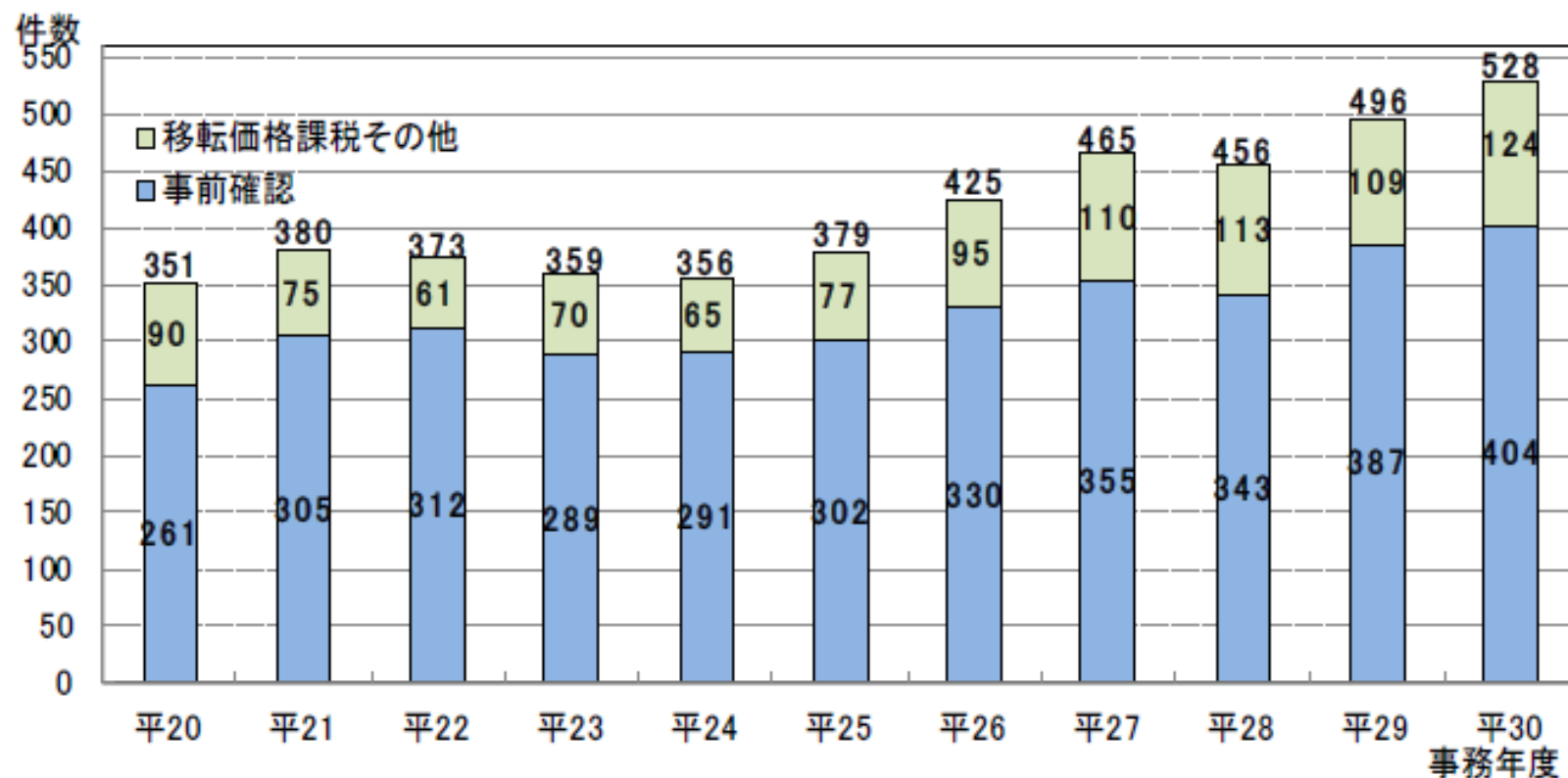
1. 国際税務情報（国際関係） 相互協議の状況 - 処理件数



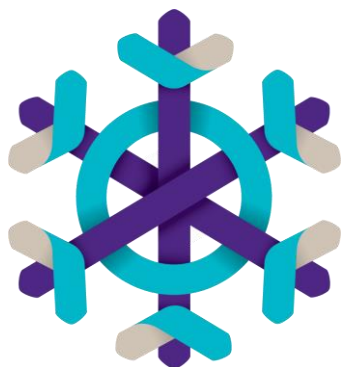
国税庁HPより引用

1. 国際税務情報（国際関係）

相互協議の状況－繰越状況



国税庁HPより引用



2. 海外税務情報



2. 海外税務情報

南北アメリカ



アメリカ

フランスのデジタル課税交渉で浮上した米国の報復

Facebook Inc.やAlphabet Inc.などのデジタルサービスを提供する企業に課税するフランスの計画を巡る交渉とドナルド・トランプ大統領の掲げる関税を巡る緊張が相まって、両国の懸案事項エスカレートする可能性がある。

国際的な税交渉の進展は、貿易問題の重要な交渉材料になっているため、注視されている。

内国歳入法891条は、外国法の下に米国市民または米国企業が差別的な扱いを受けたと大統領が判断した場合には、当該外国の国民および企業に対する米国連邦所得税を2倍にすることを認める条項である。この条項は今まで一度も使用されたことがないので、その正確なメカニズムでどのように展開できるかについて、まだ不確かであるが、今後の動向に注視する必要がある。



メキシコ

デジタルサービス課税計画の前倒し
メキシコでサービスを提供する企業に顧客データベースの作成を要求する法案が10月18日にメキシコ議会の下院により承認された。企業は、ユーザーが3か月ごとに取引数を報告するとともに、これらの取引に付加価値税を課し、税金を当局に送金し、現地の法定代理人を登録して国内で税務手続きを行う必要がある。

提案された規則では、企業がメキシコにおいて営業を行った日から30日以内にメキシコの税務部門に登録しない場合、政府はメキシコの通信ネットワークへのアクセスを一時的に切断することができることとなっているが、提案された規制に準拠するためにはシステムの再設計が必要であり、2020年6月の期限の遵守は企業から大変厳しい見通しとの声が上がっている。

2. 海外税務情報

アジア/オセアニア



韓国

韓国財務省が2019年度の包括的な税金ガイドを発行

韓国財務省は11月8日に、2018年の税制改正を反映した、2019年の税制に関する包括的な税金ガイドブックを英語により発行した。



フィリピン

税制改革第1弾施行で多国籍企業15社が撤退

フィリピンに事業所登録をしている外資系企業で構成するフィリピン多国籍企業駐在事務所協会

(PAMURI)が、2018年1月1日に施行された税制改革法第1弾

(TRAIN 1)により、すでに15社のPAMURI所属企業がフィリピンから撤退したことを発表し、11月22日に地元各紙が報じた。

PAMURIの会長であるセレステ・イラガン氏は、TRAIN 1が施行される以前は、外国企業の子会社、支店または関連会社の統括・連絡・調整センターとしてフィリピンに事業所を登録する場合、地域事業統括本部

(ROHQ)または地域統括本部

(RHQ)と認められ、POHQ、RHQが雇用する外国人が受け取る給与、年金、報償または賃金の総所得に対する税率は15%となる税務上の優

遇税制があったが、TRAIN1の施行によって適用されなくなったことが理由だという。フィリピンから撤退した15社の社名は明言していない。

フィリピン政府はTRAIN 1によって、全納税者の約99%が実質的に減税対象となる個人所得税の税率改定を行った。しかし、ROHQやRHQで勤務する外国人の多くは上位1%の高所得者に該当すると考えられ、15%の個人所得税率は年間課税所得が800万ペソ（約1,760万円）を超えると35%になるとされた。

同会長は、ROHQやRHQの認定を受けている外資系企業の多くは、世界中に幅広いネットワークを有する多国籍企業であるため、より良い税制優遇制度を持つ国に移転する傾向があったとした。さらに、国会で審議されている税制改革法第2弾 (CITARA) 法案についても懸念している。

現在ROHQやRHQが享受している地方政府の地方税の免除や、通常30%とされている法人税率を10%とする優遇税制を見直す内容となっている。CITIRA法案の内容によっては、さらに多くの外資系企業がフィリピンから撤退することになると言及している。

2. 海外税務情報

アジア/オセアニア



マレーシア

フリンジベネフィットの取扱い

11月19日、マレーシア内国歳入庁は従業員に対するフリンジベネフィット（現物給与）の税務上の取扱いを明記したPublic Rulingを公表した。このRulingにおいては、以下の点が明記されている。

1. 総収入金額には、従業員が現金化できるか否かに関わらず、俸給以外の臨時収入や他の経済的利益を含むものとする
2. 雇用者は従業員に対するフリンジベネフィットにつき源泉徴収を実施しなければならない
3. 雇用者は従業員に対するフリンジベネフィットに関連する費用を損金算入することができる
4. 従業員の業績賞与はMR2,000まで免税とする



インドネシア

インドネシア財務省が税制改正、税制優遇措置を発表

インドネシア財務省は11月26日に複数の税制改正と、優遇措置を発表した。発表の主な内容は以下のとおりである。

1. 法人税率を2021-2022会計年度において25%から22%へ、2023会計年度において20%へ軽減
2. 現行の利子所得に対する所得税率20%の減税
3. 配当所得に対する所得税を軽減もしくは免除
4. 新しい居住者要件の実施
5. PE及び電子商取引に関する法制度の導入
6. 経済特別区において事業活動を行う企業、研究開発活動を行う企業、教育訓練を行う企業に対する税制優遇措置及び減免措置の導入



ベトナム

インターネット広告サービスを提供する外国法人に対する課税

7月18日、ベトナム財務省は、ベトナムにおいてインターネット広告サービスを提供する外国法人で、ベトナム国内に恒久的施設を有しないもの（FacebookやGoogleなど）に対する課税関係を明らかにした。

この公表において、ベトナム企業は当該外国法人に対して支払いを行う場合には、VATと法人税の2つを含む外国契約者税を徴収することが必要であることを明示している。



タイ

BOI関連の税制優遇策

9月20日、タイへの生産拠点の移転を促進する新政策パッケージ「タイランド・プラス」のうち、BOI関連の税制優遇策の詳細を公表した。

法人税の50%軽減（※）

2) 人材育成関連の投資に係る費用の法人税免除

※ 通常5年から8年までの法人税免除恩典を受ける対象業種のうち、10億バーツ以上の投資案件で、①バンコク以外への投資、②2020年末までの申請、③2021年末までの投資実現を条件として、追加で5年間の法人税50%軽減（税率20%を10%に軽減）を付与する。

2. 海外税務情報

アジア/オセアニア



インド

景気刺激策の発表

9月20日、財務相は経済成長の加速と投資促進のための景気刺激策を発表した。景気刺激策として、法人税の減免措置と製造企業投資優遇措置が含まれており、大きなインパクトとなると考えられている。

法人税の減免措置はインド内国企業を対象とし、税額控除などの各種インセンティブの恩典を受けないことを条件として、総収入金額に応じ25%又は30%となっている法人税率を2019年度以降は22%とし、サーチャージや目的税を含めた実効税率は25.17%となる。なお、当該減免措置の適用を受ける企業に対しては、最低代替税（MAT）の適用も免除とした。

現在、各種減免措置を受けている企業はその措置の終了後において、上記法人税の減免措置の適用が可能となる。

また、新たな製造企業の投資を誘致するため、2019年10月1日以降に新規設立される製造企業に対し、法人税率を2019年度から15%とするオプションを提示した。

なお、同税率適用のためには、法人税の減免措置と同様に税額控除やインセンティブの恩典を受けないことが前提であり、かつ2023年3月31日までに製造を開始することが条件となる。



オーストラリア

オーストラリア税務当局が12月のCbCレポート提出期限を延長

11月18日、オーストラリア税務当局はCbCレポートの提出期限を2019年12月31日から2020年1月15日に延長した。特定多国籍企業は、2020年1月15日までに2018年12月31日に終了する事業年度のローカルファイル、マスターファイル及びCbCレポートの提出が求められる。期限までに電子申請が行われない場合には、ペナルティーが課される。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



イギリス

デジタル課税

英国は、2020年4月より、ソーシャルメディアプラットフォーム、サーチエンジン、オンラインマーケット等を英国のユーザーに提供するIT企業の収入金額の2%のデジタルサービス税を課する方針である。

対象となるIT企業は、売上が全世界で5億ポンド超かつ国内で2,500万ポンド超の大企業に限られる。

ガーンジー島 所得税法改正条例

12月5日、ガーンジー政府は、所得税法を改正する条例を議会に提出した。条例には次の措置が含まれている。

1. 年金の全額または年金の代わりに支払われる金額が、ガーンジー島の免税拠出に関連する範囲で、年金および適格退職金制度の一定の支払いを課税上限から除外する
 2. ガーンジー島の収入について標準料金を支払うことを選択した個人に対して、2019年4月に開始された英国の二重税制上の優遇措置を適用することを明確にする
- 条例は2020年1月1日に施行される。



イタリア

2020年デジタル課税法案を導入

Face book Inc.、Alphabet Inc.のGoogleなどのデジタル大手に対するイタリアでの税金が、11月6日に上院で導入された予算法案の下、2020年1月1日に実施される。デジタルサービスに対する3%の税金は、当初2019年の予算案の一部として可決されたが、経済財務省が必要な施行令の導入に失敗したため施行されなかった。2020年予算法案の下では、追加の施行令を必要とせず、に税が施行される。この措置は、フランスのデジタル税に似ており、世界全体で年間7億5,000万ユーロ以上、かつイタリア国内で550万ユーロ以上の収益を上げている企業に適用される。国際的なデジタル課税に関する規定が施行された場合には、自動的に廃止される。



ドイツ

研究開発費税額控除の導入

2020年において、ドイツは特定のR&Dプロジェクトに対して初めて税額控除制度を導入する。政府は新しい法律がドイツ企業のイノベーションを強化し、2025年までにR&D支出をGDPの3.5%に引き上げる計画に貢献することを期待している。新しい税制優遇措置は幅広いR&D活動で利用でき、高度に開発されたドイツの公的現金交付金ベースのR&D資金調達プログラムを補完する。企業は規模や業種に関係なく、2020年1月1日からR&Dプロジェクトに対して年間最大50万ユーロの税額控除、もしくは控除額が税額を超える場合は現金で受け取ることができる。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



オランダ

低税率国リストのアップデート

オランダは、低税率国及び非協力的な国のリストのアップデートにかんする意見を公募した。サウジアラビア及びベリーズが除外され、バルバドスとトルクメニスタンが加えられた。リストは、CFC税制の執行等に用いられる。

OECDデジタルプロジェクトを承認

11月20日、オランダの税務当局は、OECDのグローバルな税規則の見直しプロジェクト(BEPS)を支援し、デジタルプロジェクトを承認すると議会で述べた。

オランダは、新しいネクサスと利益配分ルールに関する第1の柱の詳細についてはまだ検討していないが、これを支持する方針を表明している。第2の柱であるミニマムタックスと租税回避防止規則は、企業の利益が低税率の管轄に移行するのを制限するのに役立ち、オランダの取り組みと整合的であると述べている。



ポーランド

CRS、CbCフォームの修正を明確化

11月29日、ポーランドの財務省は、共通報告基準（CRS）および国別報告書（CbC）の修正を明確にした。

1. 税居住申告に関する新しいCRSフォームは、2020年1月1日に発効される。
2. CbCの送信フォームは、報告されている会計年度に関係なく、4月30日以降電子的にのみ利用が可能となる。

小売売上税の改正法案

11月26日、ポーランド財務省、は閣僚理事会が2020年6月30日まで小売売上税法の実施をさらに延期する法案を承認したことを発表した。この改正税制は2020年7月1日から小売売上に適用される予定である。法律は2020年1月1日に施行される。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



ギリシャ

オンラインVATサービスの実施

12月9日、ギリシャの官報は、VAT税制のコンプライアンスを改善し、購入者が仕入税額控除を容易にするためのオンラインサービスの実務上の取り扱いを説明する決定を発表した。決定には以下を説明する手段が含まれる。

1. 購入者および小売業者によるオンラインサービスの使用
 2. 買い手と売り手の義務
- この決定は12月10日に施行される。



ベルギー

2020年予算案の検討

11月29日、ベルギー代表委員会が2020年予算法案の検討を受け入れた。法案には次の措置が含まれる。

1. ローンからの収入に源泉徴収税を適用する。
2. 関係会社に利子控除制限ルールを導入する
3. 恒久的施設（PE）の定義を修正し、外国のPE損失を明確にする



フランス

義務的開示規則に関する法律を公表

2019年10月22日、フランス政府はクロスボーダータックスアレンジメントの開示義務と情報交換に関するEU指令(DAC6)の実施に関する法律を公表した。

DAC6では、2020年7月1日から納税者と仲介者は報告対象となるクロスボーダーアレンジメントを報告する必要がある。ただし、2018年6月25日から2020年7月1日までに開始されているアレンジメントも遡及的に報告対象となる。

ドラフトのガイダンスは年末までに発行され、公開協議の対象となり、さらに2019年12月30日までに報告対象となる情報を示す命令が発行される。フランスの義務的開示規則は、指令の要件に広く適合している。

